

ご家族
(被扶養者)の
異動は
ありませんか？



ご家族が被扶養者でなくなったら、 健保組合に届出を

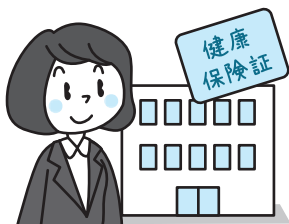
あなたの被扶養者となっているご家族が、結婚や就職などで被扶養者でなくなったときは、「被扶養者異動届」と該当する被扶養者の「保険証」の2点(注)を、事業主を通じて5日以内に健保組合へ提出してください。

(注)「高齢受給者証」「限度額適用認定証」をお持ちの被扶養者は、それらもあわせて提出をお願いします。

こんなときは、被扶養者ではなくなります

●就職した

被扶養者が就職して就職先の健康保険の被保険者になったとき



●収入が増えた

扶養者の年収が130万円※以上、または被保険者の収入の1/2以上のとき

※60歳以上または障害がある場合は、年収が180万円以上のとき(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)。



●仕送り額が変わった

・別居している被扶養者への仕送りをやめたとき
・仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき
・他の兄弟等からも仕送りがあり、被保険者からの仕送り額が、被扶養者の生計費の50%を超えていないとき



●失業給付金の受給を開始した

被扶養者が雇用保険の失業給付金を受給するようになり、その額が1日当たり3,612円(60歳以上は5,000円)以上のとき



●別居した

配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族(三親等内)が被保険者と別居したとき



●結婚した

被扶養者が結婚して、配偶者の被扶養者になったとき



●離婚した

被扶養者と離婚したとき



●亡くなった

被扶養者が亡くなったとき



●75歳になった

被扶養者が75歳※になり、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

※65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様。



◎適用拡大の対象となった

平成28年10月から、パートタイマーやアルバイトなど、短時間で働く方が社会保険の加入対象となりました。下記すべてに該当する場合は勤め先の健康保険の被保険者となります。

- 学生でないこと
- 月の所定内賃金が88,000円以上
- 雇用期間が1年以上見込まれる
- 勤め先の従業員数が501人以上※
- 1週間の所定労働時間が20時間以上

※平成29年4月からは、500人以下でも労使合意により適用拡大が可能